

時間額 1,500 円×2H×12 回 週 4 日勤務 3 年未満：月額 166,000 円×12 カ月×1 人，時間額 1,300 円×2H×6 回) 6,364

▼消費者行政推進事業 (6-1-5-50) 1,485 (1,496)

[国県支出金：1,485]

※県補助金：消費者行政推進事業費補助金 1,485

[事業概要・効果等]

消費生活相談員の研修参加支援，弁護士を活用した勉強会を行い，相談員のレベルアップによりセンター機能の充実を図り，複雑・多様化する相談にも対応できるようにする。消費者教育推進のため，啓発用品等を作成し，配布する。

- ・ 弁護士相談謝金 (10,800 円×2H×6 回) 130
- ・ 消耗品 (冊子「くらしの豆知識」，啓発物品等) 830
- ・ 放射能測定機器校正手数料 216
- ・ 図書購入 (センター30,000 円，小・中学校，幼稚園，保育所 5,000 円×36 ヶ所) 210

■市民窓口課

▼戸籍住民基本台帳費 (2-3-1-02) 51,266 (46,567)

[国県支出金：5,622 その他：14,094 一般財源：31,550]

※国補助金：個人番号カード交付事業費補助金 3,626，個人番号カード事務費補助金 1,747 国委託金：中長期在留者住居地届出等事務委託金 194 県委託金：人口動態事務委託金 55 手数料：戸籍住民手数料 13,500，自動車臨時運行許可番号標交付手数料 369 繰入金：ふるさと創生基金繰入金 224 諸収入：自動車臨時運行許可番号弁償金 1

[事業概要・効果等]

戸籍，住民基本台帳，印鑑登録について届出の受理と各種証明書の交付を行い，市民サービスの向上を図る。

- ・ 窓口業務事務員報酬 (6 人) 8,556
- ・ 臨時職員賃金 (8 人・うちマイナンバー事務対応用 4 人) 6,899
- ・ コンビニ交付システム管理業務委託料 1,944
- ・ 住民基本台帳システム借上料 9,318
- ・ 住民基本台帳ネットワークシステム借上料 1,953
- ・ コンビニ交付運営市町村負担金 3,000
- ・ 通知カード，個人番号カード関連事務の委任に係る交付金 (地方公共団体情報システム機構) 3,626

▼旅券事務費 (2-3-2-01) 1,854 (1,791)

[一般財源：1,854]

[事業概要・効果等]

パスポートの申請・交付の事務手続きを行う。

- ・ 旅券事務員報酬 (1 人) 1,484

■社会福祉課

▼社会福祉総務費 (3-1-1-02) 13 (94)

[一般財源：13]

[事業概要・効果等]

各種福祉行政の推進を図り，全国・茨城県の福祉事務所と連携を図る。

▼社会福祉協議会補助費（3-1-1-03） 39,256（39,277）

〔一般財源：39,256〕

〔事業概要・効果等〕

地域実情に精通したつくばみらい市社会福祉協議会と連携することにより、地域住民の福祉活動への参加や、市福祉行政の推進、効率の良い福祉サービスを図る。

▼民生委員児童委員関係経費（3-1-1-04） 6,966（6,895）

〔一般財源：6,966〕

〔事業概要・効果等〕

市民と行政のパイプ役として地域福祉の向上に尽力する民生委員児童委員の活動を支援することにより、市民生活の福祉の充実を図る。

・民生委員児童委員協議会補助金 6,870

▼更生保護関係経費（3-1-1-05） 415（425）

〔一般財源：415〕

〔事業概要・効果等〕

罪を犯した人の改善・更生を助けることを任務とする保護司と母性愛を持って更生の支援を続ける更生保護女性会の両団体は、地域における犯罪予防の啓発に力を注いでおり、活動を支援することで犯罪や非行のない地域づくりを推進する。

▼人権・同和問題関係経費（3-1-1-06） 830（832）

〔一般財源：830〕

〔事業概要・効果等〕

人権が尊重される社会づくりは、必要不可欠であり、人権擁護委員の活動を支援しつつ、ともに市民のくらしの向上を図る。また、同和問題に対する正しい認識の啓発事業や同和問題解決に尽力する関係者活動を支援することにより、さらなる人権尊重意識の高揚を図る。

・普通旅費（人権研修旅費 3,000 円×7 人） 21

・特別旅費（人権研修宿泊旅費 12,000 円×2 人 10,000 円×17 人） 194

・研修資料代、各団体機関誌購読料 304

▼行旅死亡人等取扱経費（3-1-1-07） 300（300）

〔一般財源：300〕

〔事業概要・効果等〕

引取者のない行旅死亡人があった際は、火葬後遺骨にて保存。官報にて公告し、判明しない場合は市で埋葬、葬儀等を執行する。

葬祭扶助費（葬祭費、運搬費、死体検案、保存費、官報公告費等） 300

▼遺族等援護関係経費（3-1-1-10） 710（1,964）

〔一般財源：710〕

〔事業概要・効果等〕

市及び遺族としての使命を達成するとともに、市と遺族の親睦と福祉の増進を図る。

▼生活困窮者自立支援事業（3-1-1-11） 3,209（4,037）

〔国県支出金：2,405 一般財源：804〕

※国負担金：自立相談支援事業負担金 1,352、住宅確保給付事業負担金 1,053

〔事業概要・効果等〕

生活困窮のリスクの高い世帯が生活保護に至る前の自立支援と、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう、「生活困窮者自立支援法」に基づく制度により支援する。

- ・ 自立相談支援員の雇用 1,805
- ・ 離職により住宅を失ったものや、就労活動を支えるための家賃費用の給付をする住宅確保給付金 1,404

▼臨時福祉給付金給付事業 (3-1-1-50) 53,589 (53,150)

〔国県支出金：49,341 一般財源：4,248〕

※国補助金：臨時福祉給付金給付事業費補助金 49,341

〔事業概要・効果等〕

平成26年4月に消費税率が8%へ引き上げられたことへの対応として、所得の低い方々へ臨時福祉給付金を支給する(3年目)。対象者は平成28年1月1日時点で、市内に住民票があり、平成28年度市民税が課税されない方。(ただし、扶養している方が課税される場合や、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外)

- ・ 臨時福祉給付金管理システム委託料 2,160
- ・ 臨時福祉給付金 給付金 3,000円×7,000人 21,000
加算金 30,000円×500人 15,000 (障害基礎年金・遺族基礎年金受給者)

▼すこやか福祉館管理事業 (3-1-2-01) 62,484 (91,900)

〔その他：1,176 一般財源：61,308〕

※使用料：すこやか福祉館使用料 94 繰入金：ふるさと創生基金繰入金 1,000 諸収入：陶芸窯電気使用料等 82

〔事業概要・効果等〕

浴室・大広間・多目的ルーム等を有し、高齢者、子育て世代、心身障がい者等の社会参加、生きがいつくり及び地域の世代間交流を図ることができる「すこやか福祉館」をはじめとする「総合福祉施設きらくやまふれあいの丘」の管理業務。施設の管理運営は、指定管理者が行うが、大規模な工事、物品の借上料、保険料については市が負担する。

現在の指定管理者は、つくばみらい市社会福祉協議会。

- ・ 指定管理委託料 59,066



すこやか福祉館外観

▼世代ふれあいの館管理事業 (3-1-2-02) 30,958 (31,254)

〔一般財源：30,958〕

〔事業概要・効果等〕

ホール・リハーサル室・会議室等を有し、音楽・ダンス・舞踊などの発表会や講演、研修会といったさまざまな催事に利用される「世代ふれあいの館」の管理業務。「総合福祉施設きらくやまふれあいの丘」の施設のひとつで、管理運営は指定管理者が行うが、大規模な工事、物品の借上料、保険料については市が負担する。

現在の指定管理者は、つくばみらい市社会福祉協議会。

- ・ 指定管理委託料 29,949



世代ふれあいの館外観と世代ふれあいホール

▼障がい福祉総務費（3-1-3-01） 12,824（12,326）

〔国県支出金：540 一般財源：12,284〕

※国補助金：社会保障・税番号制度システム整備費補助金 540

〔事業概要・効果等〕

障がい福祉事務のうち、総務費に計上することが適当と思われるものを計上し、適切な執行を図る。

平成 23 年度に策定した「つくばみらい市いきいきハートプラン（障がい者計画）」の計画期間終了に伴い、平成 28 年度に策定業務を行うため委託料を計上した。その他、平成 26 年度に導入した障がい者支援システムについては、保守・点検費用のほか、社会保障・番号制度実施に係るシステム改修費用を計上した。臨時職員については、前年度に引き続き、職員の負担軽減を図るため 1 人分の人件費を計上。あわせて、障がい者相談支援の充実を図るための社会福祉士または精神保健福祉士の雇用を前提とした嘱託職員 1 人分の人件費を計上した。

- ・嘱託職員雇用（1 人分） 2,588
- ・障害者計画策定業務委託料 5,000
- ・障がい者支援システム保守・点検委託料 1,988
- ・障がい者支援システム番号制度導入に伴うシステム改修委託料 810
- ・市身体障害者福祉協議会補助金 120

▼障がい者手帳申請診断書料助成事業（3-1-3-02） 366（635）

〔一般財源：366〕

〔事業概要・効果等〕

身体・精神障がい者の手帳の交付申請をするために提出が必要な診断書の作成料を助成することにより、障がい者の福祉の推進を図る。診断書料の実費の半額（限度額 3,000 円）とする。

平成 27 年度までは、手帳の新規交付のほか更新や再交付等の申請時であっても診断書料を助成していたが、平成 28 年度からは新規交付申請のみ（ただし、有効期間が 2 年間である精神障害者保健福祉手帳については、申請日から起算して過去 5 年間に当該手帳の交付を受けていない場合を含む）を対象することから、助成対象者が大幅に減少する見込みとなり減額した。

- ・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳申請診断書料補助事業（3,000 円×110 人，1,800 円×20 人） 366

▼重度心身障がい者通院通所交通費助成事業（3-1-3-03） 605（618）

〔一般財源：605〕

〔事業概要・効果等〕

障がい者が、医療機関等への往復に要するタクシー料金の一部（初乗り料金相当額（730 円程度））を助成し、障がい者の福祉の増進を図る。前年度実績により、人工透析患者の利用量増加を見込む一方、乗車時に利用する「福祉タクシー利用券」の印刷が本年度は不要なため減額する。

- ・重度心身障がい者通院通所交通費助成（透析以外 26,280 円×47 人×利用率 40%，透析患者 52,560 円×7 人×利用率 30%） 605

▼障がい者支援協議会運営費（3-1-3-04） 414（432）

〔一般財源：414〕

〔事業概要・効果等〕

「いきいきハートプラン（障がい者計画・障がい福祉計画）」の検証・評価を行うとともに、障がい者施策に関する提言や助言を協議会から受けることにより、市の障がい者施策を効率的に運営していく。平成 28 年度は、当該プランのうち障がい者計画の策定年度となるため、全体会の回数増加を見込むとともに策定部会を設置する。

- ・障がい者支援協議会委員謝礼（全体会 6,000 円×11 人×5 回，専門部会 6,000 円×7 人×2 回） 414

▼自立支援給付事業（3-1-3-05） 560,647（531,537）

〔国県支出金 419,755 一般財源：140,892〕

※国負担金：障がい者等補装具費給付事業負担金 5,262, 障がい者等自立支援給付費負担金 266,082, 障がい者医療費負担金 8,493 県負担金：障がい者等補装具費給付事業負担金 2,631, 障がい者等自立支援給付費負担金 133,041, 障がい者医療費負担金 4,246

〔事業概要・効果等〕

障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、各種サービスの提供、障がいと因果関係のある疾病に対する医療費の自己負担軽減、日常生活に必要な補装具の交付・修理等の支援を行うことにより、福祉の向上を図る。障害福祉サービス費等については、前年度と比較して利用者は若干の増であるが、1人あたりの利用量が増加しており増額するもの。利用増加の背景には、市内及び近隣自治体でのサービス提供事業所が充実してきたこと、利用者の意欲向上などが要因であると考えられる。

- ・更生医療給付事業 13,601
- ・障がい者等補装具費給付事業（身体障がい者分 9,717, 難病患者分 808） 10,525
- ・障害福祉サービス費等（H27.10月末現在 支給決定者数 303人（前年度比 5人増 内訳：施設入所 57人（前年度比 3人増）、グループホーム 40人（前年度比 1人増）、在宅 206人（前年度比 1人増）） 532,164

▼地域生活支援事業（3-1-3-06） 63,089（64,216）

〔国県支出金：19,277 その他：18,340 一般財源：25,472〕

※国補助金：障がい者等地域生活支援事業費補助金 13,006 県補助金：障がい者等地域生活支援事業費補助金 6,271 負担金：地域活動支援センター利用者負担金 690, 地域活動支援センター送迎利用者負担金 144 繰入金：地域振興基金繰入金 17,506

〔事業概要・効果等〕

障がい者等が地域の中で自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な支援を行い、福祉の向上を図る。前年度までの給付実績を反映し事業ごとに増額または減額としている。また、平成27年度に主催した地域身障者スポーツ大会について、主催地が他市に移ることから参加者減を見込んで減額した。

- ・地域活動支援センター事業（ひまわり園 21,455, さくら園 11,016, ふれんず 9,798, みどりの地活センター分 1,528, みどりの相談支援分 1,057） 44,854
- ・障がい者等日常生活用具給付事業（ストマ用装具等） 8,650
- ・訪問入浴サービス事業（継続利用分 11,250円×8回×12カ月×3人, 新規見込分 11,250円×8回×12カ月×1人, 夏季7月～9月拡充分 11,250円×3回×4人） 4,455
- ・日中一時支援事業（113,000円×12カ月） 1,356

▼障がい者相談員運営費（3-1-3-07） 104（104）

〔一般財源：104〕

〔事業概要・効果等〕

障がい者又はその保護者の相談に応じ、障がい者の更生のために必要な援助を行うもので、社会的信望があり、障がい者に対する更正援護に熱意と識見を持つ者に委嘱し実施する。

- ・障がい者相談員謝礼（身体障がい者相談員謝礼 20,000円×3人, 知的障がい者相談員謝礼 20,000円×2人） 100

▼特別障害者手当等支給事業（3-1-3-08） 8,938（9,750）

〔国県支出金：6,703 一般財源：2,235〕

※国負担金：特別障害者手当等給付費国庫負担金 6,703

〔事業概要・効果等〕

在宅の重度心身障がい者に対し、その重度の障がいゆえに特別に強いられる負担の一助として

手当を支給することにより、福祉の向上を図る。手当月額は、平成 27 年度全国消費物価指数の実績に伴い、前年度より微増している。特別障害者手当 26,830 円（前年度比 210 円増）、障害児福祉手当 14,600 円（同 120 円増）。

- ・特別障害者手当（26,830 円×18 人×12 カ月、増加見込分） 6,070
- ・障害児福祉手当（14,600 円×15 人×12 カ月、増加見込分） 2,868

▼在宅心身障害児福祉手当支給事業（3-1-3-09） 1,584（1,476）

〔国県支出金：324 一般財源：1,260〕

※県補助金：在宅心身障害児福祉手当補助金 324

〔事業概要・効果等〕

在宅心身障がい児の保護者とその家族に対し、支援を行うことにより、当該児童の介護にあたる保護者とその家族の精神的・身体的労苦に報い、福祉の増進を図る。実績から対象者増加が見込まれ増額する。

- ・在宅心身障害児福祉手当（補助対象 3,000 円×16 人×12 カ月、補助対象増加見込 3,000 円×3 人×8 カ月、補助対象外 3,000 円×24 人×12 カ月、補助対象外増加見込 3,000 円×3 人×8 カ月） 1,584

▼難病患者福祉手当支給事業（3-1-3-10） 2,930（2,560）

〔一般財源：2,930〕

〔事業概要・効果等〕

原因不明で治療方法が確立していない難病患者とその保護者等の労苦に報いるため、当該患者に対して手当を支給することにより、心身の安定と福祉の増進を図る。手当月額は年額 10,000 円。ただし、支給対象月数が 10 カ月未満の場合は、対象月数×1,000 円とする。

なお、平成 27 年 7 月の法改正により、対象疾病が 110 から 306 に拡大された。当該手当受給者数は年々増加傾向にあり、平成 28 年度においても受給対象者の増加を見込み増額する。（受給者数の推移：25 年度 208 人 26 年度 247 人 27 年度 10 月末 272 人）

- ・難病患者福祉手当（10,000 円×272 人、増加見込 1,000 円×35 人×6 カ月） 2,930

▼特別児童扶養手当支給事務経費（3-1-3-11） 111（109）

〔国県支出金：107 一般財源：4〕

※国委託金：特別児童扶養手当事務取扱交付金 107

〔事業概要・効果等〕

精神又は身体に一定の障がいのある児童を監護している者に対して支払われる特別児童扶養手当について、政令に定めるところにより、その支給に関する事務（受付、進達、現況調査、交付等）の一部を行う。

▼移送サービス事業（3-1-3-12） 3,678（3,390）

〔その他：105 一般財源：3,573〕

※諸収入：外出支援サービス事業利用料 105

〔事業概要・効果等〕

つくばみらい市社会福祉協議会への委託事業。

高齢や身体障がい等を理由とする移動制約者に対する送迎サービス事業。利用者宅から医療機関までの通院又は社会福祉施設までの通所に、車椅子搭乗車両等による送迎を行う。隔年で運転協力者の実技研修を実施し、事故等がないように努めている。

- ・福祉移送サービス事業委託料（人件費 1,775、運転協力者謝礼 420、車両経費 1,069、安全運転研修講師謝礼 6、事務費 5、損害保険料 206、携帯電話通話料等 72、運転者実技研修費 120） 3,673
- ・利用券返還による還付金 5

▼地域ケアシステム推進事業（3-1-3-13） 6,272（8,264）

〔国県支出金：550 一般財源：5,722〕

※県補助金：地域ケアシステム推進事業費補助金 550

〔事業概要・効果等〕

在宅の障がい者、高齢者、難病患者及び児童等に対して、効率的かつ適切な福祉サービスを提供し、誰もが安心して暮らせるコミュニティづくりを推進する。

つくばみらい市社会福祉協議会への委託事業で、当該事業担当職員の人事異動を見込み、人件費減額により減額する。

・地域ケアシステム推進事業委託料（人件費 5,296、運営費 976） 6,272

▼障がい者虐待防止事業（3-1-3-15） 1（1）

〔一般財源：1〕

〔事業概要・効果等〕

障がい者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障がい者に対する適切な保護、養護者に対する適切な支援を行うことにより、障がい者が地域で安心して日常生活を送れるようにする。

▼軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業（3-1-3-16） 514（-）

〔国県支出金：257 一般財源：257〕

※県補助金：軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業費補助金 257

〔事業概要・効果等〕

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、健全な言語、社会性の発達を支援するため、補聴器の購入に必要な費用（基準額）の一部を補助することにより、難聴児の言語訓練及び生活適応訓練の促進を図る。費用負担は、原則として本人 1/3、公費 2/3（県 1/3、市 1/3）。平成 27 年 10 月からの新規事業で実施したところ、想定を上回る実績があったため、その実績を踏まえ計上するもの。

▼社会福祉災害対策費（3-1-12-01） 191（191）

〔一般財源：191〕

〔事業概要・効果等〕

市民が火災・水害等の災害を受けた場合、災害にあった市民または遺族に対して見舞金・弔慰金を支給することにより、被災市民の心の傷を和らげる。

・扶助費（住宅全焼・全壊 50,000 円×1 件、住宅半焼・半壊 20,000 円×2 件、弔慰金 100,000 円×1 件） 190

▼生活保護事務費（3-3-1-02） 5,103（7,899）

〔国県支出金：533 一般財源：4,570〕

※国補助金：生活保護費国庫補助金 173、社会保障・税番号制度システム整備費補助金 360

〔事業概要・効果等〕

生活保護システムを活用することにより、基準に則した事務処理の迅速化及び効率化を図る。また、診療報酬明細書の点検強化等により扶助の適正化を図り、生活保護事業の適正な運営を確保する。

・生活保護嘱託医報酬（30,000 円×12 カ月） 360

・レセプト点検委託料（入院、外来・調剤・歯科、過誤調整依頼書等作成） 224

・生活保護システム借上料（166,320 円×12 カ月） 1,996

▼生活保護扶助費（3-3-2-01） 322,701（330,701）

〔国県支出金：242,025 一般財源：80,676〕

※国負担金：生活保護費国庫負担金 236,539 県負担金：生活保護費 73 条県負担金 5,486

〔事業概要・効果等〕

日本国憲法第25条の理念に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し、困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

保護世帯数 127 世帯，保護者数 157 名，保護率 3.2‰（平成 28 年 1 月 1 日現在）

- ・生活保護扶助費（生活扶助 94,000，教育扶助 1,000，住宅扶助 34,100，医療扶助 174,000，介護扶助 10,000，出産扶助 1，生業扶助 800，葬祭扶助 800，施設事務費 8,000）

■介護福祉課

▼老人福祉総務費（3-1-4-01） 7,595（10,374）

〔一般財源：7,595〕

〔事業概要・効果等〕

高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して生活ができるよう各種事業を行う。

- ・理髪サービス事業委託料（社会福祉協議会への委託事業） 1,154
- ・介護用品支給事業委託料（社会福祉協議会への委託事業） 1,650
- ・市シルバー人材センター補助金 3,000

▼高年クラブ事業費（3-1-4-02） 4,529（2,306）

〔国県支出金：368 一般財源：4,161〕

※県補助金：老人クラブ補助金368

〔事業概要・効果等〕

単位高年クラブ及び高年クラブ連合会の活動に対し支援を行うことにより、高齢者の経験を活かした生きがいと健康づくりのための多様な社会活動が行われ、老後の生活を豊かなものにする。

- ・高年クラブ事業委託料（社会福祉協議会への委託事業） 2,523
- ・県老人クラブ連合会負担金（0.304円×50,091人+3,600円） 19
- ・高年クラブ連合会補助金（老連割・会員割193，ねんりんスポーツ大会送迎バス代49，高年クラブ芸能大会カラオカ貸与35） 277
- ・単位高年クラブ補助金（単位割24,000円×15クラブ，会員割1,500円×900人） 1,710



高年クラブの各種活動状況

▼老人保護措置費（3-1-4-03） 2,329（2,329）

〔その他：1 一般財源：2,328〕

※負担金：老人保護措置費用徴収金負担金1

〔事業概要・効果等〕

現在置かれている家族や住居の状況等の環境下では、在宅において生活することが困難であると認められる場合に、高齢者の尊厳を保持するため、関係機関との連携により保護措置を行う。

- ・高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会委員謝礼（6,000円×5人×1回） 30
- ・老人保護措置費（【養護老人ホーム】一般生活費50,210×12カ月，事務費135,826円×11カ月+146,571円×1カ月，介護保険加算2,445円×12カ月，冬季加算（11～3月）1,880円×5カ月，期末加算4,510円，被服費加算1,000円） 2,288